

大災害に備えて特別会計

救援・復興支援資金 三億円目標に積み立て

天台宗臨宗

天台宗では、兵庫県南部地震の救援、復興支援に対応して、関係規程の制定や一部改定、またこれを裏付ける基金設定の特別会計予算案など八件を審議する臨時宗議会を九、十両日の予定で、滋賀県大津市坂本の天台宗務庁で開いた。地震の影響で交通事情も悪かったが、全国から全議員が出席、全議案を成立させ、会期一日を残して九日閉会した。

午後一時からの開会式では、兵庫県南部地震犠牲者慰霊の回向が梅山圓了座主の導師によって営まれた。心経に自我偈を上げた後、杉谷義純宗務総長、小林隆彰延暦寺執行、藤光賢議長が焼香し、冥福を祈った。

続いて梅山座主の次のような垂示があった。

「先般発生いたしました阪神大震災（兵庫県南部地震）は、近年未曾有の大災害となり、宗門はもとより多くの方々が被災されました。この災害により尊い命をなくされた方々のご冥福を祈るとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。この時に当たり、宗徒は宗祖伝教大師の忘己利他のお言葉を体し、一隅を照らす運動の精神をいよいよ発揮し、一致団結して救援復興のために全力を尽くすことが肝要です」

座主の垂示を受け、藤議長が慎重に審議する決意を述べた。

続いて本会議に入り、議案が上程された。総務局から提出された議案は、議案第一号「天台宗災害救援並びに復興支援に関する規程を制定する規程案」、第二号「基本財産積立金一部支出につき、承認を求めることについて」、第三号「天台宗災害救援並びに復興支援臨時会計歳入歳出予算」、第四号「寺院教会振興資金貸付規程の一部を改正する規程案」、第五号「平成六年度寺院教会振興基金特別会計歳入歳出補正予算（第二号）」、第六号「天台宗務庁処務規程の一部を改正する規程案」、第七号「天台宗災害救援並びに復興支援資金積立規程を制定する規程案」、第八号「宗費減免規程の一部を改正する規程案」の計八件。

これらは震災をめぐって、救援、復興支援など緊急事態に、宗団が迅速かつ適切な対応ができるために関係規程の制定、一部改正を行なうもの。

特に議案第一号の天台宗災害救援並びに復興支援に関する規程を新しく制定することについては、（第一条）甚大な災害の発生に際し、寺院教会及び檀信徒の協力のもとに救援及び復興支援を行なうことを目的として▽（第二条）「災害救助法（法律第一一八号）」が適用された場合、または宗務総長が必要と認めた場合にその地域にある寺院教会及び檀信徒に適用されるもので▽（第三条）救援及び復興支援を行ない▽（第四条）天台宗災害対策本部を直ちに設置し▽（第五条）宗務総長は他教区及び関係団体に応援を依頼し、積極的に協力応援する▽（第六条）対策本部は必要に応じ緊急援助を行なう▽（第七条）災害の地域にある寺院教会に対し、災害復興のための支援金の支給、資金貸付を行なう▽（第八条）災害救援活動終了後、1 被害状況 2 救援活動の概況 3 その他－を宗務総長に報告しなければならない▽（第九条）この規程による会計は、臨時会計として必要に応じて設ける▽（第一〇条）救援並びに復興支援資金確立のため積立金会計を定める▽（第一一条）この規程の施行に関し、必要事項は別に定める－というもの。

また、この財政的裏付けとして、将来的には積立額三億円を目標にする特別会計の設定等の審議が提出された。

続いて杉谷宗務総長が挨拶（別掲）に立ち、担当部長の議案説明があり、特別委員会（村上光田委員長）に付託、全議員で審議を行なった。

三時十五分から本会議を再開、村上委員長から報告があり、全会一致で全議案を可決した。

この規程は、議決の九日から施行し、平成七年一月十七日から適用されることになった。

備えの貧弱さを痛感して

杉谷宗務総長の挨拶（要旨）

阪神大震災で命を失われた方々に対し衷心よりご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早いご快癒と復興を願い、心に深い傷を負われた方々の早期の立ち直りを念じている。

我が宗寺院の被災状況は、兵庫教区は五十一カ寺に及び、中でも第一部の八カ寺では本堂等が全壊、半壊など全く使用に耐えられない大打撃を受けた。また、龍蔵院法嗣婦人土居あき子さんが建物倒壊による圧死、理教院寺族の骨折など人的被害も出た。

この被害に際し、即日十七日に宗務庁内に「天台宗兵庫県南部地震対策本部」を設置、直ちに調査、救援に乗り出した。十七日午後に対策本部から現地に急派、状況把握に努める一方、連日兵庫教区の協力のもと、救援物資の搬送、見舞金の配布等を行ない、十八日は全末寺住職に緊急救援金一口一万円の募金を願った。二十日にはNHK厚生文化事業団に、第一回として一千万円を一隅を照らす運動地球救援募金から寄託。二十一日には兵庫教区救援対策本部との間で救援活動を協議し、宗務庁・延暦寺職員を順次派遣するなど、でき得る限りの手立てを講じている。なお、関係団体や教区の協力、兵庫仏青を中心にした天台仏青の活躍で、救援物資の輸送、炊き出しなどを実施。これら実働に携わる方々に敬意を表わすとともに、自坊の被災も顧みず救援活動が続けている住職、被災家族を預かる近隣寺院等頭が下がる想いだ。

このような大災害に直面し、被災寺院の復興支援、檀信徒初め一般被災者の救援等を円滑にすすめる上で、現行宗規並びに宗団の体制の備えがいかに貧弱だったか痛感せざるを得なかったのも事実である。現行宗規の不備については、三月の通常宗議会で審議するべく準備していた矢先の地震発生で、その素案を全面的に再検討、緊急を要することから、臨時宗議会をお願いした次第である。

この度の議案の天台宗災害救援並びに復興支援に関する規程案はじめ八件の骨子は、大災害発生に対応すべく設置する救援対策本部の位置付けを宗規上明確にし、その機能を敏速かつ十分に発揮し得るよう必要な権限を付し、救援活動を効果的にならしめようとするもの。さらに救援を遅滞なくできるよう、財政的裏付けとして、臨時会計開設を可能とし、それを支える財源として、積立金を行ない、常に備えをするもので、目標額は三億円に置いている。ことの重要性をぜひとも理解いただき、基本財産積立金から五千万円の支出をお認め願いたい。現在までの緊急救援金は六千万円を超えており、一般社会への救援及び被災寺院の救援に按分して使用する基本方針で現在執行中だ。

しかし、これからの被災寺院の復興については、檀信徒も被害を受けているため、大変な困難が伴うものだ。そこで、今後全寺院の協力を得て、広く檀信徒に呼びかけていただき、被災寺院復興支援募金をお願いしたい。募金期間は一カ年、いったん積立金にプールされ、一定額に達した場合、寺院教会振興資金に繰り入れ、復興資金として貸し出しを行ないたい。そのため、現行規程の中に特別規程を設け、貸付金の増額、貸し付け条件の緩和を行ない、被災寺院の復興の一助にしたい。

宗祖のお言葉「一身并じ難く、衆力成じ易し」のように、宗団挙げて一致団結、復興に手を差し伸べようではないか。